

## 13 志布志市南海トラフ地震防災対策推進計画



# 志布志市南海トラフ地震防災対策推進計画

平成 30 年 6 月  
鹿児島県志布志市

---

## 【 目 次 】

第1章 総 則	1
第1節 推進計画の目的	1
第2節 推進計画の位置づけ	1
第3節 推進地域の指定	
第4節 防災関係機関が地震発生時の災害応急対策として行う事務 又は業務の大綱	1
第5節 南海トラフ地震による被害想定	2
第2章 関係者との連携協力の確保	5
第1節 資機材・人員等の配備手配	5
第2節 他機関に対する応援部隊	5
第3節 帰宅困難者への対応	6
第3章 津波からの防護、円滑な避難の確保及び迅速な救助に関する事項	7
第1節 津波からの防護	7
第2節 津波に関する情報の伝達等	8
第3節 避難指示等の発令基準	8
第4節 消防機関の講ずる措置	9
第5節 水道・電気・ガス・通信・放送関係	10
第6節 交通対策	11
第7節 市が自ら管理等を行う施設等に関する施策	11
第8節 迅速な救助	12
第4章 地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備計画	12
第5章 防災訓練計画	13
第6章 地震防災上必要な教育及び広報に関する計画	13
第1節 市職員に対する教育	13
第2節 地域住民等に対する教育	13
第3節 相談窓口の設置	14
第7章 津波避難対策緊急事業計画の基本となるべき事項について	14

## 第 1 章 総 則

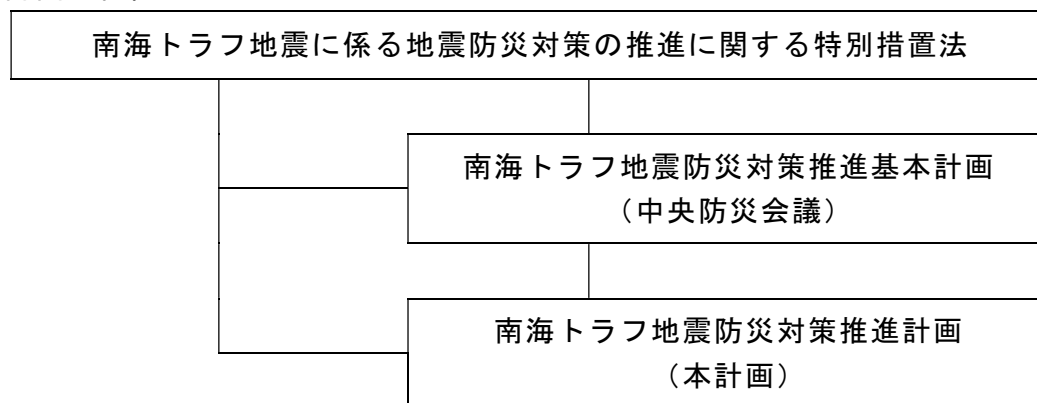
### 第 1 節 推進計画の目的

この計画は、「南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（平成 14 年法律第 92 号。以下、「法」という。）」第 5 条第 2 項の規定に基づき、南海トラフ地震防災対策推進地域について、南海トラフ地震に伴い発生する津波からの防護、円滑な避難の確保及び迅速な救助に関する事項、南海トラフ地震に関し地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備に関する事項等を定め、当該地域における地震防災対策の推進を図ることを目的とする。

### 第 2 節 推進計画の位置づけ

この計画は、法第 4 条に基づき中央防災会議が作成した「南海トラフ地震防災対策推進基本計画第 5 章 南海トラフ地震防災対策推進計画の基本となるべき事項」を踏まえ、推進計画に明示すべき事項の網羅を図ったものである。

#### ●推進計画の位置づけ



### 第 3 節 推進地域の指定

本市は、「南海トラフ地震に関する地震防災対策の推進に関する特別措置法」第 3 条第 1 項の規定に基づき、平成 26 年 3 月 28 日に「南海トラフ地震防災対策推進地域」の指定を受けている。推進地域の指定基準は、次のとおりとなっている。

- ① 震度 6 弱以上の地震
- ② 津波高 3 m 以上で海岸堤防が低い地域
- ③ 防災体制の確保、過去の被災履歴への配慮

### 第 4 節 防災関係機関が地震発生時の災害応急対策として行う事務又は業務の大綱

本市の地域に係る地震防災に関し、本市の区域内の公共的団体その他防災上重要な施設の管理者（以下「防災関係機関」という。）の処理すべき事務又は業務の大綱は「志布志市地域防災計画、地震災害対策編、第 1 部 総則、第 2 章 防災関連機関の業務の大綱」及び「津波災害対策編、第 1 部 総則、第 2 章 防災関連機関の業務の大綱」に定めるところによる。

## 第5節 南海トラフ地震による被害想定

### 第1 想定地震及び想定津波の概要

本市において、南海トラフ地震が発生した場合、国の想定では、最大震度6弱の揺れと最大津波高7メートルの津波が発生し、沿岸部を中心に液状化の危険性が指摘されている。

表 震度分布 平成24年8月（南海トラフの巨大地震モデル検討会）

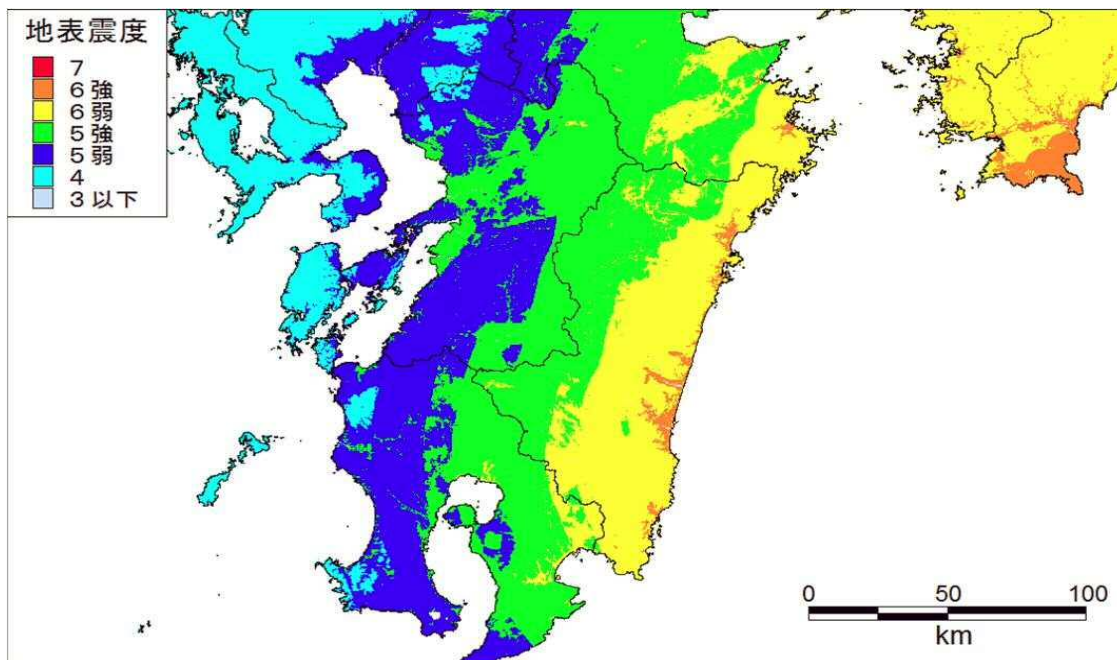


表 液状化分布図 平成24年8月（南海トラフの巨大地震モデル検討会）

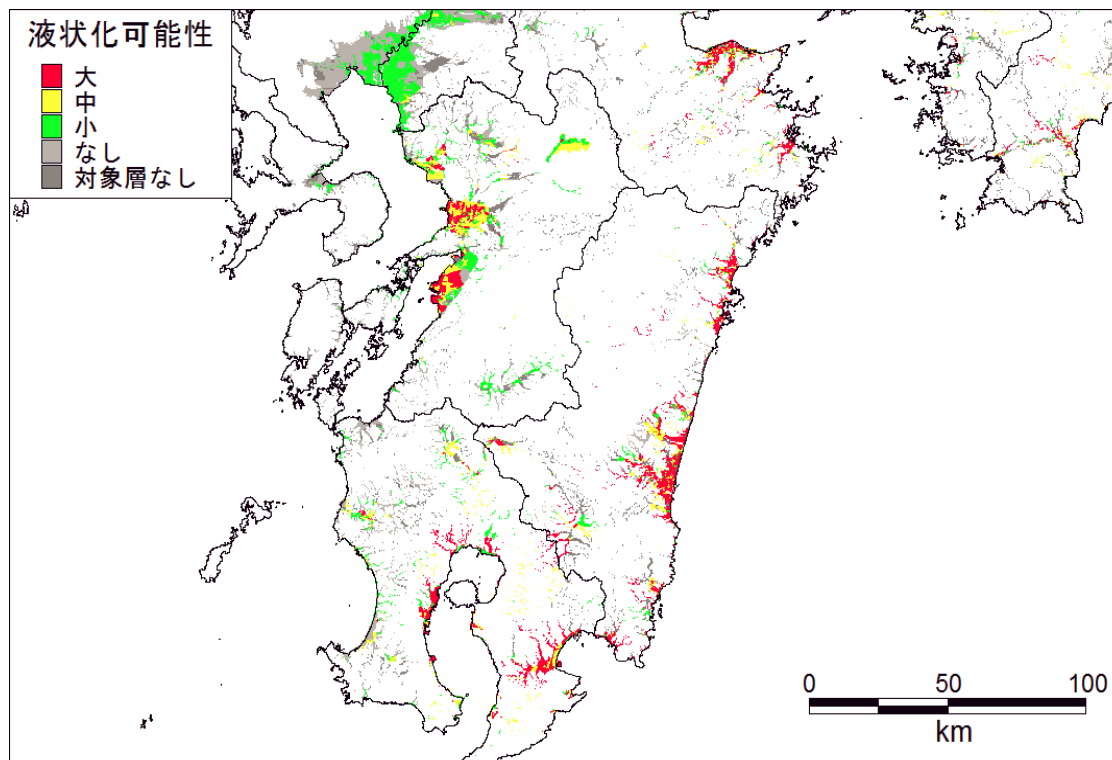
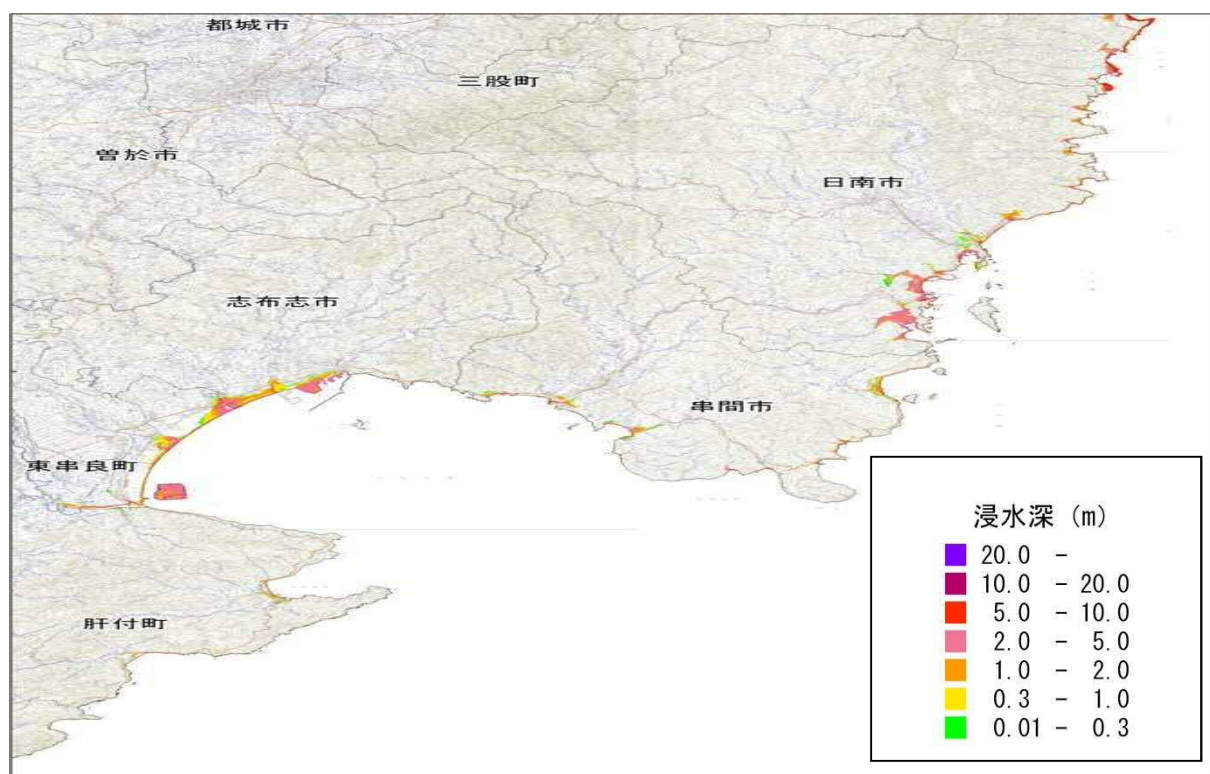


表 浸水深分布図

平成 24 年 8 月（南海トラフの巨大地震モデル検討会）



◆建物等被害数

○全壊・焼失棟数【最大風速】

想定地震等	季節・時刻	液状化	揺れ	斜面崩壊	津波	火災	合計	堤防の機能不全による増分
南海トラフ	冬 18 時	730	70	10	1,200	10	2,000	20

○半壊棟数【最大風速】

想定地震等	季節・時刻	液状化	揺れ	斜面崩壊	津波	火災	合計	堤防の機能不全による増分
南海トラフ	冬 18 時	2,900	3,500	50	440	—	6,900	60

◆人的等被害数

○死者数【最大風速、早期避難率低】

想定地震等	季節・時刻	建物倒壊	斜面崩壊	津波	火災	ブロック塀・自動販売機等の転等、屋外落下物	合計	堤防の機能不全による増分
南海トラフ	夏 12 時	—	—	680	—	—	680	10

○津波被害に伴う要救助者数・要検索者数

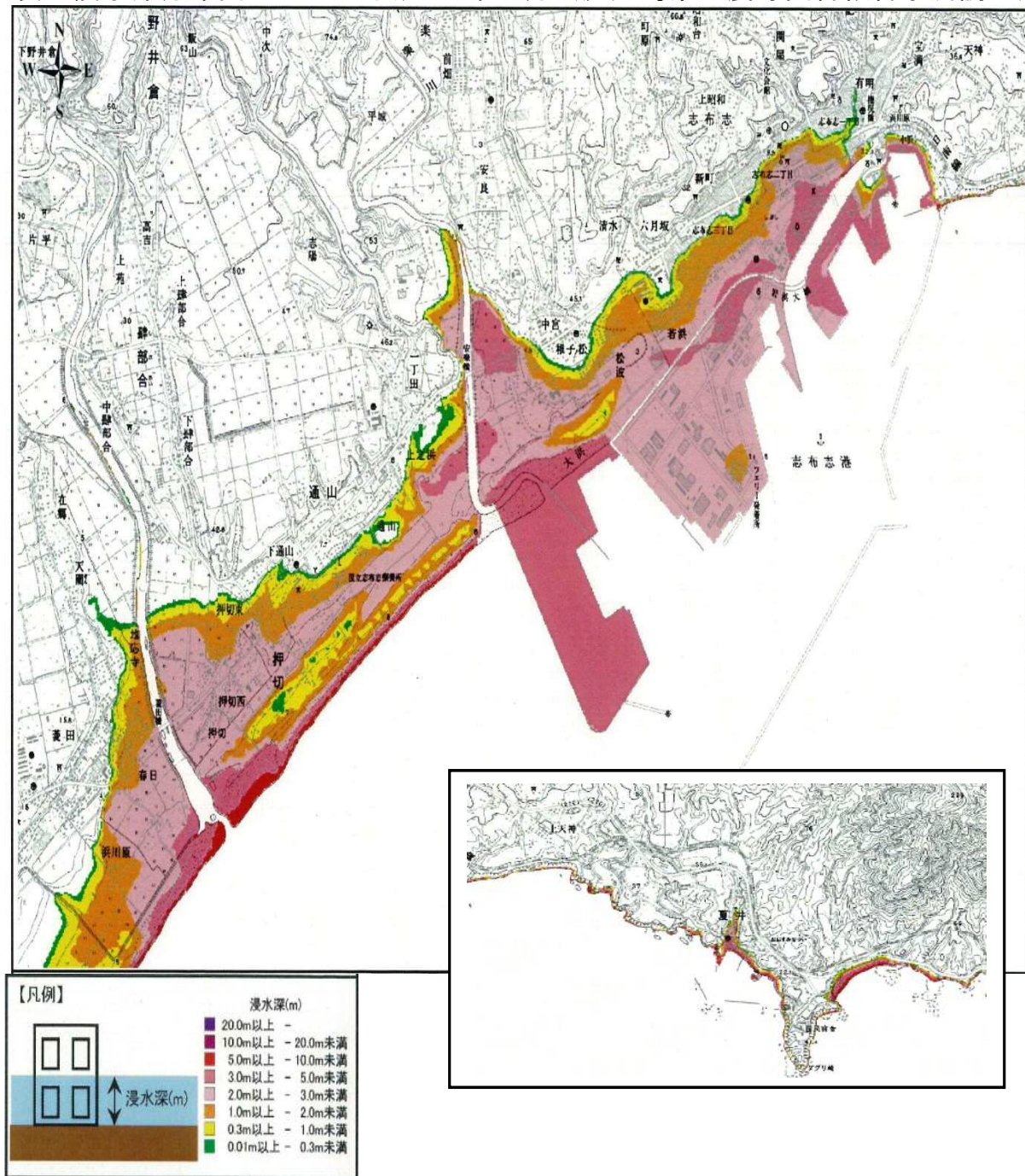
想定地震等	季節・時刻	要救助者数	要検索者数
南海トラフ	夏 12 時	660	810

※「志布志市地域防災計画」、「地震災害対策編」及び「津波災害対策編」抜粋

第2 鹿児島県地震等被害予測調査による想定津波の概要

本市において、南海トラフ地震が発生した場合、県の想定では最大震度6強の揺れと最大津波高6.41メートルの津波が発生し、沿岸部を中心に液状化の危険性が指摘されている。

表 浸水深分布図 平成 26 年 3 月（鹿児島県地震等災害被害予測調査）





## 第2章 関係者との連携協力の確保

### 第1節 資機材・人員等の配備手配

#### 第1 物資等の調達手配

- 1 地震発生後に行う災害応急対策に必要な物資、資機材（以下「物資等」という。）が確保できるよう、必要な物資等の確保を行う。
- 2 市は、県に対して地域住民等に対する応急救護及び地震発生後の被災者の救護のため必要な物資等の供給を要請することができる。

#### 第2 人員の配置

市は、人員の配置状況を県に報告するとともに、人員に不足が生じる場合は、県等に応援を要請するものとする。

#### 第3 災害応急対策等に必要な資機材及び人員の配置

- 1 防災関係機関は、地震が発生した場合において、志布志市地域防災計画に定める災害応急対策及び施設等の応急復旧対策を実施するため、あらかじめ必要な資機材の点検、整備、配備等の計画を作成するものとする。
- 2 機関ごとの具体的な措置内容は、機関ごとに別に定めるものとする。

### 第2節 他機関に対する応援要請

- 第1 市が、災害応急対策の実施のため必要な協力を得ることに関し、締結している応援協定等は次のとおりである。

	協定名	協定の相手方	締結日
1	鹿児島県及び県内市町村間の災害時相互応援協定	鹿児島県、鹿児島県市長会、鹿児島県町村会	19. 6. 27
2	鹿児島県消防相互応援協定	県内市町村、消防一部事務組合	18. 10. 25
3	消防相互応援協定	宮崎県串間市	19. 4. 1
4	志布志市における大規模な災害時の応援に関する協定	国土交通省九州地方整備局長	23. 9. 20
5	大規模災害時における応急対策に関する協定	特定非営利活動法人志布志市ふるさと協議会	23. 4. 1
6	災害時の放送に関する協定	特定非営利活動法人志布志コミュニティ放送	21. 9. 11
7	災害復旧に関する覚書	九州電力株式会社鹿屋営業所	21. 11. 25
8	災害時における応急生活物資（LPガス等）の供給に関する協定	鹿児島県LPガス協会曾於支部	24. 11. 26
9	災害時等における食料等物資の供給協力に関する協定	株式会社 エーコープ	26. 12. 19
10	災害時等における飲料水等物資の供給協力に関する協定	J R九州ドラッグイレブン株式会社	25. 12. 19
11	災害時等における食糧等物資の供給協力に関する協定	株式会社 タイヨー	25. 12. 18

12	災害時等における食糧等物資の供給協力に関する協定	南九州ファミリーマート	25. 12. 19
13	災害時等における食糧等物資の供給協力に関する協定	株式会社 南日本飲料	26. 12. 18
14	災害時等における食糧等物資の供給協力に関する協定	株式会社 ニシムタ	26. 3. 18
15	災害時等における食糧等物資の供給協力に関する協定	生活協同組合コープかごしま	26. 3. 18
16	仮事務所施設利用に関する協定	志布志海上保安署長	26. 9. 1
17	災害時における福祉避難所に関する協定	社会福祉法人 欣生会	27. 3. 20
18	災害時における福祉避難所に関する協定	社会福祉法人 松山やっちく会	27. 3. 20
19	災害時における福祉避難所に関する協定	社会福祉法人 隆愛会	27. 3. 20
20	災害時における志布志市内郵便局及び志布志市の相互協力に関する協定	志布志市内郵便局	27. 6. 26
21	災害時における施設使用に関する協定	志布志警察署	28. 8. 22
22	特設公衆電話の設置・利用に関する協定	西日本電信電話株式会社 鹿児島支店	29. 2. 20
23	大規模災害時臨時事務所の使用協定	九州地方整備局志布志港湾事務所長 鹿児島県大隅地域振興局長	29. 2. 22
24	大規模災害時における相談業務等の応援に関する協定	鹿児島県行政書士会	29. 3. 21
25	災害時における住家被害認定調査等の支援に関する協定	鹿児島県土地家屋調査士会 公益社団法人鹿児島県公共嘱託 登記土地家屋調査士協会	29. 4. 14
26	災害時における被害状況の情報提供に関する協定	南日本新聞曾於地区南日会	29. 11. 17
27	災害時等における緊急搬送等に関する協定	大隅曾於地区消防組合	29. 11. 29

第2 市は必要があるときは（1）に掲げる応援協定等に従い、応援を要請するものとする。

第3 市は必要があるときは「志布志市地域防災計画、一般災害対策編、第3部 災害応急対策、第1章 活動体制の確立、第5節 自衛隊の災害派遣」に基づき、知事に対し自衛隊の災害派遣を依頼する。

### 第3節 帰宅困難者への対応

第1 市は「むやみに移動を開始しない」という基本原則を広報等で周知するほか、民間事業者との協力による一斉徒歩帰宅の抑制対策を進めるものとする。

第2 市の中心部において帰宅困難者が大量に発生することが予想される場合は、帰宅困難者に対する一時滞在施設等の確保対策等の検討を進めるものとする。

### 第3章 津波からの防護、円滑な避難の確保及び迅速な救助に関する事項

#### 第1節 津波からの防護

第1 市又は堤防、水門等の施設管理者は、地震が発生し津波の恐れのある場合は直ちに、水門及び閘門の閉鎖、工事中の場合は工事の中断等の措置を講ずるものとする。

第2 市又は堤防、水門等の施設管理者は、次のとおり各種整備等を行うものとする。

1 堤防、水門等の点検

堤防、水門等の施設管理者は、津波による被害を防止・軽減するための定期的な施設の点検を実施するものとする。

2 水門等の自動化・遠隔操作の推進

堤防、水門等の管理者は、(1)の点検結果に基づき、必要に応じ補強、補修及び自動化等の各種整備に努めるものとする。

3 水門や陸閘等の閉鎖を迅速・確実に行うための体制

「志布志市地域防災計画一般災害対策編、第3部 災害応急対策、第4節水防・土砂災害等の防止対策」によるものとする。

4 津波により孤立が予想される地域へのヘリポート、ヘリコプター臨時発着場の整備方針及び計画

市は、津波等により孤立が懸念される地域について、ヘリコプターが着陸可能なスペースの確保に努めるものとする。現在「志布志市地域防災計画」で指定しているヘリコプターの発着場は次のとおりである。

	発着予定地	所在地
1	松山小学校	松山町新橋 1502 番地
2	尾野見小学校	松山町尾野見 36 番地
3	松山中学校	松山町泰野 3870 番地
4	城山総合公園	松山町新橋 1570 番地 17
5	四浦小学校跡	志布志町内之倉 7185 番地
6	志布志中学校	志布志町帖 3394 番地
7	田之浦ふるさと交流館	志布志町田之浦 2038 番地
8	出水中学校跡	志布志町内之倉 3500 番地
9	運動公園陸上競技場	志布志町安楽 190 番地 46
10	志布志消防署ヘリポート	志布志町志布志 428 番地 2
11	市役所前広場	有明町野井倉 1565 番地
12	伊崎田小学校	有明町伊崎田 8845 番地
13	通山小学校	有明町野井倉 8304 番地 4
14	野神小学校	有明町野神 3139 番地
15	山重小学校	有明町山重 10873 番地 2
16	宇都中学校	有明町原田 2256 番地 1
17	市民グラウンド	有明町野井倉 1773 番地 1

## 5 防災行政無線の整備等の方針及び計画

市は、住民に対して気象及び防災に関する情報を迅速に伝達するために、防災行政無線同報系のデジタル化を進め、屋外拡声器及び行政告知端末の整備を実施している。

また、各事業所等については、個別受信機の設置を進め情報伝達の手段としている。

今後は、個別受信機の設置をさらに進めるとともに、災害現場等との通信を確保するための移動系無線を整備するなど、多種多様な通信手段で確実に情報収集・伝達ができる体制づくりに努めることとする。

## 第2節 津波に関する情報の伝達等

### 第1 避難の勧告指示の伝達、広報体制の整備

市は、津波に関する避難勧告又は指示が出された際、沿岸住民や旅行者、海水浴客等に伝達できるよう、防災行政無線、全国瞬時警報システム（J-ALERT）、テレビ、ラジオ（コミュニティFM放送を含む。）、携帯電話（緊急速報メールを含む。）、ワンセグ放送等の広報手段を事前に整備しておくとともに、防災行政無線や広報車等の広報手段の運用要領や、広報文案等を整備しておくなどの事前準備を講じておくものとする。

### 第2 津波災害危険に対応した避難体制の整備

市は、地震発生後数分程度で津波の来襲が想定される区域について、地震、津波時の避難指示の伝達と沿岸住民の自主的な避難が可能な即応態勢を整備しておく。

特に、沿岸地域に津波地震用の避難場所、津波緊急避難ビル等を広く指定、確保しておくこととする。

また、避難に際して津波到達時間内に避難できるような経路を指定し、避難所の標高などのその配置状況及び安全性に関する調査等を踏まえて、適宜見直しを行うものとする。

## 第3節 避難指示等の発令基準

住民に対する避難指示等の発令基準は、原則として次のとおりである。

類型	発令時の状況	立退き避難が必要な 住民に求める行動
避難準備 ・高齢者等 避難開始	・要配慮者等、特に避難行動に時間を要する者が避難行動を開始しなければならない段階であり、人的被害の発生する可能性が高まった状況	<ul style="list-style-type: none"> <li>・避難に時間のかかる要配慮者とその支援者は立退き避難する。</li> <li>・その他の人は、立退き避難の準備を整えとともに、以後の防災気象情報、水位情報等に注意を払い、自発的に避難を開始することが望ましい。</li> <li>・特に、突発性が高く予測が困難な土砂災害の危険性がある区域や急激な水位上昇の恐れがある河川沿いでは、避難準備が整い次第、当該災害に対応した指定緊急避難場所へ立退き避難をすることが強く望まれる。</li> </ul>

<p>避難勧告</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・通常の避難行動ができる者が避難行動を開始しなければならぬ段階であり、人的被害の発生する可能性が明らかに高まった状況</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・予想される災害に対応した指定緊急避難場所へ速やかに立退き避難する。</li> <li>・指定緊急避難場所への立退き避難はかえって命に危険を及ぼしかねないと自ら判断する場合には、「近隣の安全な場所」（近隣のより安全な場所、より安全な建物等）への避難や、少しでも命が助かる可能性の高い避難行動として、「屋内安全確保」（屋内のより安全な場所への移動）を行う。</li> </ul>
<p>避難指示 （緊急）</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・前兆現象の発生や、現在の切迫した状況から、人的被害の発生する危険性が非常に高いと判断された状況</li> <li>・堤防の隣接地等、地域の特性等から人的被害の発生する危険性が非常に高いと判断された状況</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・既に災害が発生してもおかしくない極めて危険な状況となっており、避難の準備や判断の遅れ等により、立退き避難を躊躇していた場合は、緊急に避難する。</li> <li>・指定緊急避難場所への立退き避難はかえって命に危険を及ぼしかねないと自ら判断する場合には、「近隣の安全な場所」（近隣のより安全な場所、より安全な建物等）への避難や、少しでも命が助かる可能性の高い避難行動として、「屋内安全確保」（屋内のより安全な場所への移動）を行う。</li> <li>・津波については、強い揺れ又は長時間ゆっくりとした揺れを感じた場合、気象庁の津波警報等の発表や市の避難指示（緊急）の発令を待たずに、居住者等が自発的かつ速やかに避難行動をとることが必要である。</li> </ul>

#### 第4節 消防機関の講ずる措置

消防機関は、津波からの円滑な避難の確保等のために、次の事項を重点として必要な措置を講ずるものとする。

- 第1 津波警報等の情報の的確な収集及び伝達
- 第2 津波からの避難誘導
- 第3 自主防災組織等の津波避難計画作成等に対する支援
- 第4 津波到達予想時間等を考慮した避難ルートの確立

その他、地震及び津波発生時における消防機関の活動は「志布志市地域防災計画、一般災害対策編、第3部 災害応急対策、第4節 消防活動」によるものとする。

## 第5節 水道、電気、ガス、通信及び放送関係

### 第1 電気

電力事業者は、地域住民等の津波からの円滑な避難を確保するため、津波警報等の伝達や夜間の避難時の証明の確保等が必要なことから、電力供給のための体制確保等必要な措置を講じるとともに、火災等の二次災害の防止に必要な利用者によるブレーカーの開放等の措置に関する広報を実施するものとする。また、災害応急活動の拠点等に対して電力を優先的に供給するために必要な措置を講じるものとする。

その他、地震発生時における対策は「志布志市地域防災計画、一般災害対策編、第3部 災害応急対策、第4章 社会基盤の応急対策、第1節 電力施設の応急対策」によるものとする。

### 第2 ガス

ガス事業者は、地域住民等の津波からの円滑な避難を確保するため、火災等の二次災害防止のための利用者によるガス栓閉止等必要な措置に関する広報を実施するものとする。

その他、地震発生時における対策は「志布志市地域防災計画、一般災害対策編、第3部 災害応急対策、第4章 社会基盤の応急対策、第2節 ガス施設の応急対策」によるものとする。

### 第3 上水道

水道事業者は、地域住民等の津波からの円滑な避難を確保するため、水道管の破損等による二次災害を軽減させるための措置を実施するものとする。

その他、地震発生時における対策は「志布志市地域防災計画、一般災害対策編、第3部 災害応急対策、第4章 社会基盤の応急対策、第3節 上水道施設の応急対策」によるものとする。

### 第4 農業集落排水

農業集落排水事業者は、地域住民等の津波からの円滑な避難を確保するため、污水管やマンホールの破損等による二次災害を軽減させるための措置を講ずるものとする。

その他、地震発生時における対策は「志布志市地域防災計画、一般災害対策編、第3部 災害応急対策、第4章 社会基盤の応急対策、第4節 農業集落排水施設の応急対策」によるものとする。

### 第5 電気通信施設

電気通信事業者は、津波警報等の情報を確実に伝達するための必要な通信を確保するために、電源の確保、地震発生後の輻輳時の対策等を実施するものとする。

その他、地震発生時における対策は「志布志市地域防災計画、一般災害対策編、第3部 災害応急対策、第4章 社会基盤の応急対策、第5節 電力施設の応急対策」によるものとする。

### 第6 放送

指定公共機関の日本放送協会鹿児島放送局及び指定地方公共機関の株式会社南日本放送、鹿児島テレビ株式会社、株式会社鹿児島放送、株式会社鹿児島讀賣テレビが行う措置は、各放送局が定める防災に関する計画による。

## 第6節 交通対策

### 第1 道路

市、県警察及び道路管理者は、津波襲来のおそれのあるところでの交通規制・避難経路についての交通規制の内容をあらかじめ計画し周知するものとする。

### 第2 海上

志布志海上保安署及び港湾管理者は、津波による危険が予想される地域から安全な海域へ船舶を退避させる等の措置に関する具体的な実施要領を定め、これに基づき必要な措置を実施する。

### 第3 鉄道

鉄道事業者は、津波の発生により危険度が高いと予想される区間における通行停止の他、運行上の措置を講じるものとする。

## 第7節 市が自ら管理等を行う施設等に関する施策

### 第1 不特定かつ多数の者が出入りする施設

市が管理する庁舎、会館、教育施設、体育施設、福祉施設、図書館及び学校等の管理上の措置は、おおむね次のとおりである。

#### 1 各施設に共通する事項

- (1) 津波警報等の入場者等への伝達
- (2) 入場者等の安全確保のための退避等の措置
- (3) 施設の防災点検及び設備、備品等の転倒及び落下防止措置
- (4) 出火防止措置
- (5) 水、食糧等の備蓄
- (6) 消防用設備の点検及び整備
- (7) 非常用発電装置の整備、防災行政無線、テレビ、ラジオ、コンピュータ等情報を入手するための機器の整備

#### 2 個別事項

##### (1) 学校等

ア 当該学校等が本市の定める津波避難対象地域にあるときは、避難の安全に関する措置

イ 当該学校等に保護を必要とする生徒等がいる場合（特別支援学校等）はこれらのものに対する保護の措置

- (2) 社会福祉施設にあっては、重度障害者、高齢者、移動することが不可能又は困難な者の安全の確保のための必要な措置

### 第2 災害応急対策の実施上重要な建物に対する措置

- 1 災害対策本部又はその支部が設置される庁舎等の管理者は、第1の1に掲げる措置をとるほか、次に掲げる措置をとるものとする。

また、災害対策本部等を市が管理する施設以外の施設に設置する場合は、その施設の管理者に対し、同様の措置をとるよう協力を要請するものとする。

- (1) 自家発電装置、可搬式発電機等による非常用電源の確保
- (2) 無線通信機等通信手段の確保
- (3) 災害対策本部等の開設に必要な資機材及び緊急車両等の確保

- 2 県は、市の避難所又は応急救護所の開設に必要な資機材の搬入、配備に協力する。

## 第8節 迅速な救助

### 第1 消防機関による被災者の救助・救急活動の実施態勢

大隅曾於地区消防組合は、救助・救急隊の体制整備及び車両・資機材の確保に努めるものとする。

### 第2 緊急消防援助隊の人命救助活動等の支援態勢の整備

市は、緊急消防援助隊運用要綱に定める十円計画等による緊急消防援助隊の人命救助活動等の支援態勢の整備を行うものとし、具体的な方策は消防機関等が別に定めるものとする。

### 第3 実働部隊の救助活動における連携の推進

市は、自衛隊・警察・消防等実働部隊による迅速な救助のため、被災地への経路の確保を含む救助活動における連携の推進を図るものとする。

### 第4 消防団の充実

市は、消防団に関し、加入促進による人員確保、車両・資機材の充実、教育・訓練の充実を図るものとする。

## 第4章 地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備計画

市は、南海トラフ地震による災害から、住民の生命、身体及び財産を確保するため、地震防災上緊急に整備すべき施設等について、地震防災対策特別措置法（平成7年法律第111号）に基づき県が策定する「鹿児島県地震防災緊急事業五箇年計画」に基づき事業を推進する。

施設等の整備は、概ね五箇年を目途として行うものとし、具体的な事業施行に当たっては、施設全体が未完成であっても、一部の完成により相応の効果が発揮されるよう、整備の順序及び方法について考慮するものとする。

### 第1 避難場所の整備

市は、避難困難区域の解消収容能力の増強等、避難危険の解消を図るため、避難場所を確保し避難場所として指定するとともに、住民等に周知するものとする。

### 第2 避難路の整備

市は、避難時間の短縮、避難有効幅員の拡大及び避難路の安全性の向上を図るため、事業を促進するものとする。

### 第3 消防用施設の整備

市は、消防用施設及び消防用資機材の整備を行うものとする。

### 第4 通信施設の整備

市及び防災関係機関は、地震防災応急対策を実施するため必要な通信施設を整備するものとする。

### 第5 建築物の耐震化

地震による建築物等の被害を最小限にとどめるため、建築物等の耐震診断及び耐震改修を促進し、災害に強いまちづくりを進めるものとする。



## 第5章 防災訓練計画

- 第1 市及び防災関係機関は、地震防災対策推進計画の熟知、関係機関及び地域住民等の自主防災態勢の連携強化を目的として、南海トラフ地震等を想定した防災訓練を実施するよう努めるものとする。
- 第2 第1の防災訓練は、11月5日の「津波防災の日」を基本実施日として、状況に応じその前後で行うこととし、少なくとも年1回以上実施するよう努めるものとする。
- 第3 第1の防災訓練は、地震発生から津波襲来までの円滑な津波避難のための災害応急対策を中心とし、津波警報等が発表された場合の情報伝達に係る防災訓練も実施するものとする。
- 第4 市は、県、防災関係機関、自主防災組織等と連携して、津波警報伝達訓練等より高度にかつ実践的に訓練を行うものとする。
- 1 要員参集訓練及び災害対策本部運用訓練
  - 2 津波警報等の情報収集、伝達訓練
  - 3 災害の発生状況、避難勧告・指示、各避難場所等への避難者の人数把握等、迅速かつ的確に防災関係機関等に伝達する訓練
- 第5 市は、自主防災組織等の参加を得て訓練を行う場合は、必要に応じて県に対し助言と指導を求めるものとする。

## 第6章 地震防災上必要な教育及び広報に関する計画

市は、県、防災関係機関、自主防災組織、事業所等の自衛消防組織等と協力して、地震防災上必要な教育及び広報を推進するものとする。

### 第1節 市職員に対する教育

地震災害応急対策業務に従事する職員を中心に、地震が発生した場合における災害応急対策の円滑な実施を図るため、必要な防災教育を行うものとし、その内容は少なくとも次の事項を含むものとする。

- 第1 南海トラフ地震等に伴い発生すると予想される地震動及び津波に関する知識
- 第2 地震・津波に関する一般的な知識
- 第3 南海トラフ地震等が発生した場合に、具体的に取るべき行動に関する知識
- 第4 南海トラフ地震等が発生した場合に、職員等が果たすべき役割
- 第5 南海トラフ地震等防災対策として、現在講じられている対策に関する知識
- 第6 南海トラフ地震等防災対策として、今後取り組む必要のある課題

### 第2節 地域住民等に対する教育

市は、関係機関と協力して、地域住民等に対する教育を実施するとともに市町村等が行う地域住民等に対する教育を実施するものとする。

防災教育の内容は次のとおりとし、地域の実情に応じて地域単位、職場単位等で行うものとする。

なおその教育方法として、印刷物、ビデオ等の映像、各種集会の実施等地域の実情に合わせた、より具体的な手法により、実践的な教育を行うものとする。

- 第1 南海トラフ地震等に伴い発生すると予想される地震動及び津波に関する知識
- 第2 地震・津波に関する一般的な知識
- 第3 南海トラフ地震等が発生した場合の出火防止対策、近隣の人々と協力して行う救助活動・避難行動、初期消火及び自動車運転の自粛等防災上取るべき行動に関する知識
- 第4 正確な情報入手の方法
- 第5 防災関係機関が講ずる災害応急対策等の内容
- 第6 各地域における避難対象地域、急傾斜地崩壊危険箇所等に対する知識
- 第7 各地域における避難場所及び避難経路に関する知識
- 第8 避難生活に関する知識
- 第9 地域住民等自らが実施し得る、最低でも3日間、可能な限り1週間分程度の生活必需品の備蓄、家具の固定、出火防止等平素からの対策及び災害発生時における応急措置の内容や実施方法
- 第10 住居の耐震診断と必要な耐震改修の内容

### 第3節 相談窓口の設置

市及び県は、地震対策の実施上の相談を受けるため必要な窓口を設置するとともに、その周知徹底を図るものとする。

## 第7章 津波避難対策緊急事業計画の基本となるべき事項について

「第4章 地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備計画」に基づき、津波浸水想定域における津波から避難するために必要な緊急に実施すべき事業を次のとおりとし、本市防災会議が「南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法」第5条第2項の規定により定めることができる「津波避難対策緊急事業計画の基本となるべき事項」とする。

区 域 名	事業種類	目 標	達成期間
押切西	避難施設の整備事業	2箇所	平成34年度
若浜	避難施設の整備事業	1箇所	平成33年度
新若浜	避難施設の整備事業	2箇所	平成34年度